

令和3年度 日帰り教育旅行特別助成金 交付要綱

制定 令和2年11月2日

改定 令和3年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、宿泊を伴う教育旅行の実施が困難となっている状況において、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「財団」という。）が、日帰りでの教育旅行誘致により市内観光施設等への来訪を促進することを目的とし、催行にかかる経費の一部を助成するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における「教育旅行」の定義は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が学校行事の一環として行うものをいう。

(申請者要件)

第3条 助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けている旅行者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

- (1) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの。
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。
- (4) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していないもの。

(助成対象事業の要件)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 当該年度内に学校行事として行われる教育旅行であること。
- (2) 参加児童・生徒数が30名以上であること。（ただし、特別支援学校については人数条件の設定はしないものとする。）
- (3) 市内有料施設等を1施設以上利用すること。
- (4) 施設入館料、施設利用料、運賃（交通機関利用料、バス料金等）等を合計し、参加児童・生徒一人あたりの旅行代金が1,000円（税込）以上となること。

2 前項の規定にかかわらず、金額又は一部が重複する事業計画で、他の地方自治体又は団体等からの補助金、助成金、又はその他資金援助を受けていないこと。但し、県民割やGotoキャンペーン等申請者ではなく参加者へ還元される助成金との併用は可とする。

(助成金額等)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、児童・生徒一人あたり500円とし、これに児童・生徒の数を乗じたものとする。但し、1催行あたり100,000円を上限とする。

(申請期間・提出書類)

第6条 本助成金の申請期間は令和3年6月1日から令和4年2月28日までとし、助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、催行日の10日前までに、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー理事長(以下「理事長」という。)に対して次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 日帰り教育旅行特別助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 教育旅行日程表<計画>(様式自由:市内有料施設等1施設以上の利用が確認できるもの)
- (3) 学校側に提示した見積書の写し
- (4) その他、理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 理事長は、前条の規定による書類を受理したときは、当該申請書等の審査を行い、助成金の交付又は不交付決定したときは、日帰り教育旅行特別助成金交付(不交付)審査決定通知書(様式第2号)以下「交付(不交付)審査決定通知書」という。)により申請者に通知する。

- 2 理事長が、申請内容について資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料を求めることができる。
- 3 理事長は、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金の交付の決定に当たって条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第8条 助成対象事業者は、次の各号の全てに該当する場合に限り、交付申請書の内容を変更することができる。

- (1) 助成金の交付を受ける前の日までに当該変更を行うとき
- (2) 助成対象事業者の責によらないと認められる、又は当該変更が合理的と認められるとき
- 2 前項に規定する変更を行う場合は日帰り教育旅行特別助成金事業計画変更申請書(様式第3号)を速やかに提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修正等の変更については、報告に代えることができる。
- 3 前項に該当する場合で、助成対象経費の金額が変更となる場合は、変更前の助成対象経費の金額を上限とし、変更に応じて減額のみを行い、増額は行わないものとする。

(事業の中止)

第9条 助成対象事業者は、事業を中止しようとするときは、日帰り教育旅行特別助成金中止届出書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成対象事業者は、当該教育旅行催行後30日以内に次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 日帰り教育旅行特別助成金実績報告書(様式第5号)
- (2) 教育旅行日程表<実績>(様式自由:市内有料施設等1施設以上の利用が確認できるもの)
- (3) 学校側に提示した請求書の写し(様式自由:当日の最終催行人数が確認できるもの)
- (4) その他、理事長が必要と認める書類

(助成金交付額の確定)

第11条 理事長は、前条の規定に基づき、実績報告書及び添付書類を受理した場合には、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査

し、適合すると認めるときは、助成金交付額を確定し、日帰り教育旅行特別助成金交付額確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、助成対象事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 前条の規定により助成金の交付額の確定を受けた助成対象事業者が助成金の交付を受けようとするときは、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 日帰り教育旅行特別助成金請求書（様式第7号）
- (2) 日帰り教育旅行特別助成金受給に係る同意書（様式第8号）

（助成金の取消）

第13条 理事長は、助成金の交付を決定した後、第9条の助成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は、次の各号に掲げる場合は、第11条の助成金交付額の確定後においても、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成対象事業者が、この要綱及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (2) 助成対象事業者が、交付決定を受けた内容以外の用途に助成金を使用した場合
- (3) 助成対象事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適切な行為をした場合
- (4) 助成対象事業者が、事業実績報告書を期日までに適正に提出しなかった場合
- (5) 同一若しくは一部が重複する事業計画で、他の地方自治体または団体等から補助金、助成金、その他資金援助を受けていたことが明らかになった場合
- (6) その他、理事長が交付決定を取り消す必要があると認めた場合

（助成金の返還）

第14条 理事長は、前条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、日帰り教育旅行特別助成金交付取消・助成金返還命令書（様式第9号）により期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項により返還を命ずる場合の納期限は、前条による交付決定の取消しの日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第15条 前条の規定により、この助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、助成金の返還を命じたとき、理事長は、助成対象事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を交付対象者に納付させることができる。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成対象事業者が定められた納期日までに助成金相当額を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 17 条 第 15 条項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の保存)

第 18 条 助成対象事業者は要綱に基づき受理した通知及び助成対象経費に係る書類、帳簿等並びに領収書等を整備し、交付決定を受けた日の属する年度の末日から 5 年間保存しておかなければならない。

(天災等による特例)

第 19 条 天災地変等（新型コロナウイルス感染症を含む。）、助成対象事業者及び当該助成対象事業に係る発注先事業者のいずれの責めにも帰すことができないものにより助成対象期間内での稼働及び経費の支払いが困難となった場合等で、理事長がやむを得ないと認めた場合は、同一年度内に限り催行日を変更できるものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めがない事項は理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。